

民事法律扶助制度の拡充に向けて

- ・日本司法支援センター発足20年（2026年4月）
- ・改正民法（家族法）の施行（同5月）

⇒《衆参附帯決議》民事法律扶助など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努める

離婚関連事件における扶助拡充

- ▶高葛藤事案の増加・共同親権導入等 ⇒事件数・業務量の増加
- ▶物価上昇・人件費高騰 ⇔ 報酬本体額＝約25年そのまま
⇒担い手の弁護士の活動・制度の持続的維持が困難
- ・相手方から財産給付がなくても償還義務 ⇒利用の阻害要因
- ・家庭裁判所手続以外の利用促進の必要性

- ・報酬の適正化
- ・償還猶予・償還免除の要件緩和
- ・家事ADRへの扶助拡充

被災者への扶助拡充

- ▶自然災害発生時における迅速かつ柔軟な援助
- ・法律相談の実施期間：現行＝発災から最長1年間に限定
- ・被災者による行政不服申立手続やADRの利用、被災者生活再建支援金・災害弔慰金の金銭請求等の支援
⇒資力要件・償還義務の緩和

- ・法律相談実施期間の延長
- ・援助対象の拡充（代理援助）

行政不服申立手続への扶助拡充

- ▶現行＝代理援助が認められていない（※一部例外あり）
- ▶行政不服申立手続の援助の必要性への対応

総合法律支援法第4条

総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、資力の乏しい者（略）にも民事裁判等手続及び行政不服申立手続の利用をより容易にする民事法律扶助事業が公共性の高いものであることに鑑み、その適切な整備及び発展が図られなければならない。

行政不服申立手続の援助対象の拡充

未成年者への扶助拡充

- ▶子どもの意見を手続上反映させる必要性の高まり
- ・共同親権の導入をはじめとする家事事件の多様化
- ・虐待等により親子で利害関係が対立する案件多数

未成年者単独による扶助利用の実現

有識者による検討組織を速やかに設置して、上記課題についての法改正等の措置を講じる必要がある。